

○文部科学省告示第百十号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十八年八月五日

文部科学大臣臨時代理

国務大臣 鶴保 庸介

蓮に蛙図	浅草節分図	燕子花に蛾図	朝顔図屏風	寄合描図	指定をした海外の美術品等 (以下「指定美術品等」とい う。)の名称
同右	同右	同右	同右	平成二十八年八月 五日	指定をした日
同右	同右	同右	同右	平成二十八年九月 一日から同年十一 月二日まで	指定の有効期間
同右	同右	同右	同右	株式会社読売新聞東京本社 取締役事業局長 石井 一夫 東京都千代田区大手町一―七―一 サントリー美術館 館長 鳥居 信吾 東京都港区赤坂九―七―四 東京ミ ッドタウン ガレリア三階	指定美術品等を公開しようとする者 の氏名又は名称及び住所並びに法人 にあつては、その代表者の氏名
同右	同右	同右	同右	サントリー美術館 東京都港区赤坂九―七―四 東京ミッド タウン ガレリア三階 平成二十八年九月十日から同年十月三十日 まで	指定美術品等を公開する予定の施設の名称 及び所在地並びに指定美術品等を公開する 予定の期間